

# 報道資料

令和5年12月15日

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課

担当：夏秋、松本

TEL (0742)27-7499(直通)

(内線 4151・4152)

## □□□雪寒対策における事前通行規制の実施□□□

冬期の雪寒対策において、車両の滞留の防止や運転者の安全対策のため、豪風雪や過剰な積雪、国直轄道路等（※）の通行規制に応じて事前通行規制を積極的に実施することとしますので、道路利用者の方々等に周知します。

- 令和4年度においては、当県でも著しい気温の低下や豪風雪を伴う積雪が複数回発生するなど、近年にない状況での雪寒対策を強いられました。
- このような状況が想定される冬期の雪寒対策において、車両の滞留を防止し、運転者の安全を確保するため、事前通行規制区間（別紙 12 区間）を設定し、積極的に事前通行規制を実施することとします。
- 通行規制に当たっては、①国直轄道路等の通行規制により、大型車等の通過車両の流入を防止するためのもの、②現地確認等により車両のスタック等による車両滞留を防止するために現地の状況に応じて実施するものを想定します。

（※）「国直轄道路に、西名阪自動車道、第二阪奈道路、南阪奈道路、京奈和自動車道を含みます。」